

事業主の皆様へ

平成27年4月

「改正障害者雇用納付金制度」スタート！

⇒ 平成28年4月申告開始！！

○常時雇用している労働者数が**100人を超え
200人以下の中小企業事業主**の皆様も
納付金の**申告が必要**となります。

当社は、常時雇用している労働者数が
110人ですが、納付金の申告に向け
て何をする必要があるのでしょうか。



○平成27年4月から翌年3月までの各月の雇用障害者数等を把握・確認
するなど、申告・納付に向けて具体的な準備を進めていただく必要があ
ります。

○なお、雇用障害者数が、法定雇用率（2.0%）を下回っている場合は、
障害者雇用納付金の納付が必要となります。



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者雇用納付金制度とは

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において「障害者雇用率制度」が設けられており、事業主は、その「常時雇用している労働者数」の**2.0% (法定雇用率) 以上の障害者を雇用しなければなりません。**

障害者を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要とされることが多く、経済的負担が伴うことから、この雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主とではその経済的負担に差が生じることとなります。

障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、この**経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため**、事業主の共同拠出による「障害者雇用納付金制度」が設けられています。

具体的には、雇用障害者数が**法定雇用率(2.0%)**を下回っている場合は、納付金の納付が必要となり、超えている場合は調整金が支給されます。

障害者雇用納付金制度の改正

改正のねらい

障害者雇用状況の改善が遅れており、地域の身近な雇用の場である中小企業における障害者雇用の促進を図る。

改正内容のポイント (平成27年4月1日から施行)

○ 対象事業主の範囲が拡大されます！

新たに、常時雇用している労働者数^(※1)が**100人を超え200人以下^(※2)**のすべての事業主に障害者雇用納付金の申告を行っていただくことになりました。

※1 常時雇用している労働者数を計算するに当たっては、常時雇用している労働者のうち短時間労働者**(週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者)**については、1人を0.5カウントして計算します。

※2 平成27年3月31日までは、常時雇用している労働者数が200人を超える事業主が納付金制度の適用対象となります。

法定雇用障害者数の算定方法は、次のとおりです

法定雇用障害者数(障害者の雇用義務数)

＝ 常時雇用している労働者の数 × 2.0% (法定雇用率)

※ 1未満の端数は切り捨てます。

常時雇用している労働者の数

短時間労働者以外の常時雇用している労働者の数 (※1)

+

常時雇用している短時間労働者の数 × 0.5 (※2)

※1及び2の範囲については9～10ページ 参照。

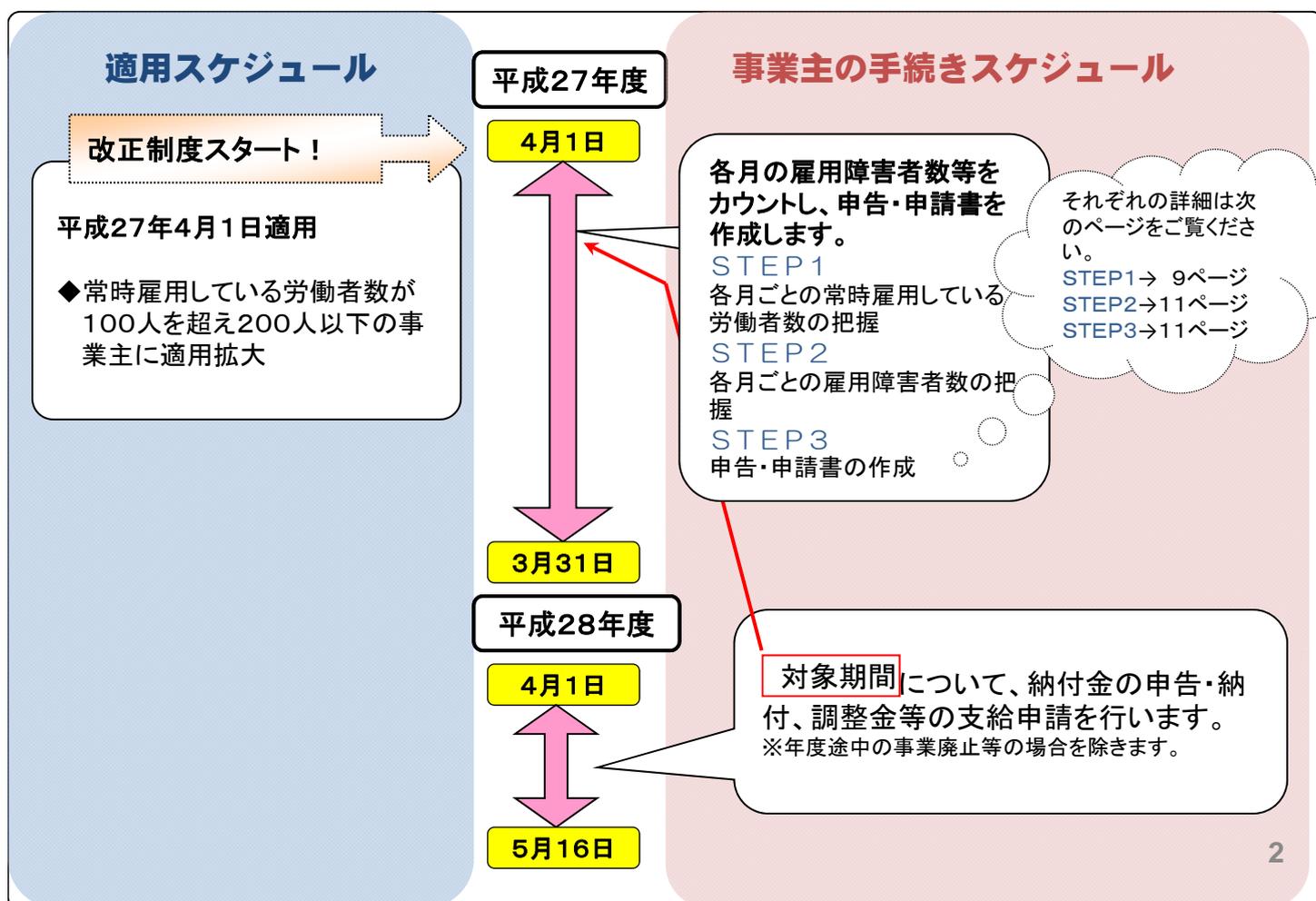
雇用障害者数のカウントの方法は、次の表のとおりです

○常時雇用している労働者である障害者1人をもって、障害の種類、程度及び週所定労働時間で区分した下表の該当する欄の人数を雇用しているものとみなして雇用障害者数を算定します。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満 (短時間労働者)
身体・知的障害者	1人	0.5人
重度(※)	2人	1人
精神障害者	1人	0.5人

※ 重度身体障害者とは、身体障害者障害程度等級の1級又は2級の障害を有する者及び3級の障害を2つ以上重複して有する者です。重度知的障害者とは、知的障害者判定機関により、重度知的障害者であると判定された者です。

改正納付金制度の適用・手続きスケジュール



◆障害者雇用納付金制度の概要

障害者雇用納付金の徴収

1人あたり月額
50,000円(注)

常時雇用している労働者数が100人を超える事業主は、

- 毎年度、納付金の申告が必要
- 法定雇用率を達成している場合も申告が必要
- 法定雇用障害者数を下回っている場合は、申告とともに納付金の納付が必要

独立行政法人
高齢・障害・求職者
雇用支援機構

障害者雇用調整金の支給
1人あたり月額27,000円

常時雇用している労働者数が100人を超えており、雇用障害者数が法定雇用障害者数を超えている事業主(12ページ参照)

報奨金の支給
1人あたり月額21,000円

常時雇用している労働者数が100人以下で、支給要件として定められている数を超えて障害者を雇用している事業主(13ページ参照)

在宅就業障害者特例調整金の支給

在宅就業障害者等に仕事を発注した納付金申告事業主の申請に基づき、支払った業務の対価に応じた額を支給(13ページ参照)

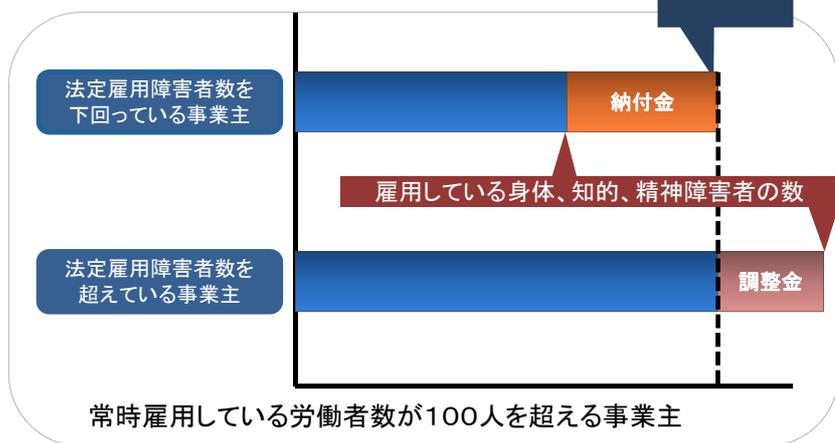
在宅就業障害者特例報奨金の支給

在宅就業障害者等に仕事を発注した報奨金申請事業主の申請に基づき、支払った業務の対価に応じた額を支給

各種助成金の支給

障害者を雇い入れたり、雇用を継続するために職場環境の整備等を行う事業主の申請に基づき費用の一部を助成(15ページ参照)

法定雇用
障害者数



(注) 常時雇用している労働者数が100人を超え200人以下の事業主は平成27年4月1日から平成32年3月31日まで納付金の減額特例が適用されます。
(200人を超え300人以下の事業主については、平成27年6月30日まで)

納付金の額 = (法定雇用障害者数 - 雇用障害者数) の各月の合計数 × 月額40,000円

- 平成28年度の申告で減額特例の対象となるのは、平成27年4月から平成28年3月までの12か月間に、常時雇用している労働者数が200人以下の月が8か月以上(※) ある事業主です。
(平成27年4月から6月までの3か月間に300人以下の月が2か月以上ある場合は、当該3か月が減額対象)

※ 年度途中の事業廃止等の場合は、取扱いが異なります。

まずは障害者雇用納付金申告義務の有無のご確認を！

常時雇用している労働者数が100人を超えるすべての事業主に障害者雇用納付金の申告を行っていただきます。

平成28年度において申告義務のある事業主は、次のとおりです。

改正制度スタート

(平成28年度申告)

平成27年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
常時雇用している労働者数					短時間労働者以外の常時雇用している労働者数						
					短時間労働者数(1人を0.5カウント) ※1						

※1
短時間労働者の範囲については10ページをご覧ください。

100人を超える月が5か月以上 ※2ある

NO

この期間については、申告義務はありません。支給要件として定められている数を超えて障害者を雇用している場合は報奨金の支給申請ができます(詳細は13ページへ)。

YES

※2
◆年度途中の事業廃止等の場合は、5か月以上でなくても、申告が必要となることがあります。

申告義務があります。
法定雇用率(2.0%)を達成している

YES

・申告が必要
(障害者雇用調整金を受給できる場合があります。詳細は12ページへ)

申告

NO

常時雇用している労働者数が200人以下の月が8か月 ※3以上ある

YES

・申告が必要
・法定雇用障害者数からの不足数1人につき月額40,000円を納付

申告・納付

NO

・申告が必要
・法定雇用障害者数からの不足数1人につき月額50,000円を納付

申告・納付

※3年度途中の事業廃止等の場合は、取扱いが異なります。

◎ただし4~6月中、300人以下の月が2か月以上ある場合、4~6月は月額40,000円。

申告・納付は (年度途中の事業廃止等の場合を除き)
平成28年4月1日から5月16日までの間に行ってください。

手続等については5ページをご覧ください。

納付金の申告・納付、調整金等の支給申請手続 (平成28年度申告・申請)

申告・納付、申請の期限及び支給時期等

種別	申告、納付期限	申請期限	支給時期
障害者雇用納付金	4月1日～5月16日	—	—
○障害者雇用調整金 ○在宅就業障害者 特例調整金	—	4月1日～5月16日	10月1日～10月31日

※在宅就業障害者特例調整金については、障害者雇用納付金の納付がある場合には、その特例調整金の支給額に応じて納付する額が減額されます。

※年度の途中で事業を廃止した場合、事業を廃止した日の属する月の前月までの分について、事業を廃止した日から45日以内に申告・納付又は支給申請を行っていただきます。

申告・申請書の提出先

申告・申請は、所定の申告書等を、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」といいます。)に最寄りの各都道府県支部申告・申請受付窓口(18ページ参照)を経由して提出することにより行っていただきます。

納付金の納付手続等

1. 納付期限及び納付金の延納

①全納

申告期限内(平成28年4月1日から5月16日まで)に全額納付します。

②延納

納付金の額が100万円以上になる場合は、3期に分けて3分の1ずつ納付することができます。

- ・第1期分 平成28年 5月16日まで
- ・第2期分 平成28年 8月 1日まで
- ・第3期分 平成28年11月30日まで

2. 納付方法

指定の納付書を使用し、各都市銀行、地方銀行、第二地方銀行及び各信用金庫(一部機関を除く。)の窓口またはペイジー(※)(インターネットバンキング)により納付します。

(※)ペイジーによる障害者雇用納付金の納付については、17ページをご覧ください。

納付金等に関する事業所調査の実施について

納付金制度の適正運営、費用負担の平等性の確保などの観点から、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第52条の規定に基づき、訪問による調査を実施しております。

この調査は、毎年度、一定数の事業主を選定し行っていますが、対象年度各月における常時雇用している労働者数や障害者の雇用を裏付ける資料の提示をお願いすることとしておりますので、予めご了承ください。

障害者雇用納付金の算定例

◆除外率設定業種に該当しない事業を行う事業所の場合

平成28年度申告の場合

	平成27年						平成28年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①常時雇用している労働者数 (短時間労働者以外)	104	98	92	92	85	93	93	93	93	105	105	110
②短時間労働者数	10	11	11	10	15	15	19	22	23	21	24	26
③常時雇用している労働者の総数 ①+②×0.5	109	103.5	97.5	97	92.5	100.5	102.5	104	104.5	115.5	117	123

常時雇用している労働者の総数が
100人を超える月が5か月以上あれば ○:100人を超える月
申告を行っていただきます。

	平成27年						平成28年						合計 (平成27年4月～平 成28年3月)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
④法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	109	103.5	97.5	97	92.5	100.5	102.5	104	104.5	115.5	117	123	1266.5(人)
⑤法定雇用障害者数 ※ ④×法定雇用率(2.0%)	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	21(人)
a. 常時雇用している労働者(短時間労働 者以外)のうち重度の身体障害者、重度 の知的障害者											1	1	2(人)
b. 常時雇用している労働者(短時間労働 者以外)のうち重度以外の身体障害者、 重度以外の知的障害者、精神障害者						1	1	1	1	1	1	1	7(人)
c. 短時間労働者のうち重度の身体障害 者、重度の知的障害者													
d. 短時間労働者のうち重度以外の身体 障害者、重度以外の知的障害者、精神障 害者							1	1	2	3	3	3	13(人)
雇用障害者数の合計 (a×2+b+c+d×0.5)						1	1.5	1.5	2	2.5	4.5	4.5	17.5(人)

※ 「法定雇用障害者数」を算定するに当たって、「法定雇用障害者数の算定の
基礎となる労働者数」に法定雇用率を乗じて得た数に1未満の端数があるとき
は、1未満の端数は切り捨てます。

例) 平成28年2月の雇用障害者数は、
・重度の身体障害者 1人
・重度以外の知的障害者 1人
・重度以外の身体・知的障害者、精神障害者
(いずれも短時間労働者) 3人

$$1人 \times 2 + 1人 + 3人 \times 0.5 = 4.5人$$

平成27年4月から
平成28年3月までの法
定雇用障害者の合計数

平成27年4月から
平成28年3月までの
雇用障害者の合計数

21
人

17.5
人

× 40,000円 =

140,000
円

平成27年4月から平成28年3月の間に
常時雇用している労働者数が200人以下
の月が12か月(≥8か月)ありますので、
納付金の減額特例が適用されます。

平成28年度申告に
係る納付金額

◆除外率設定業種に該当する事業を行う事業所の場合
(除外率10%の場合)

平成28年度申告の場合

	平成27年										平成28年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①常時雇用している労働者数 (短時間労働者以外)	193	192	193	193	191	190	188	188	188	191	191	198	
②短時間労働者数	15	12	9	9	7	10	18	22	25	26	30	31	
③常時雇用している労働者の総数 ①+②×0.5	200.5	198	197.5	197.5	194.5	195	197	199	200.5	204	206	213.5	

○:200人以下の月

300人以下を減額特例対象とする期間

200人以下を減額特例対象とする期間

申告対象事業主の範囲については4ページをご覧ください。

	平成27年										平成28年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
④法定雇用障害者数の算定 ※1 の基礎となる労働者数	180.5	179	178.5	178.5	175.5	176	178	180	180.5	184	186	192.5	
③-(③×除外率)	(除外率 10%)												
⑤法定雇用障害者数 ※2 ④×法定雇用率(2.0%)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
a. 常時雇用している労働者(短時間労働者以外)のうち重度の身体障害者、重度の知的障害者	1	1	1	1									
b. 常時雇用している労働者(短時間労働者以外)のうち重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、精神障害者											1	1	
c. 短時間労働者のうち重度の身体障害者、重度の知的障害者					1	1	1	1	1				
d. 短時間労働者のうち重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、精神障害者					1	1	2	2	3	3	4	4	
e. 雇用障害者数(a×2+b+c+d×0.5)	2	2	2	2	1.5	1.5	2	2	2.5	1.5	3	3	

平成27年4月から平成27年6月までの法定雇用障害者の合計数

9人

平成27年4月から平成27年6月までの雇用障害者の合計数

6人

× 40,000円 +

平成27年7月から平成28年3月までの法定雇用障害者の合計数

27人

平成27年7月から平成28年3月までの雇用障害者の合計数

19人

× 50,000円。

= 520,000円

平成28年度申告に係る納付金額

※1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」を算定するに当たって、「常時雇用している労働者の総数」に除外率を乗じて得た数(除外率相当労働者数)に1未満の端数があるときは、1未満の端数を切り捨て、「常時雇用している労働者の総数」から差し引きます。

※2 「法定雇用障害者数」を算定するに当たって、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」に法定雇用率を乗じて得た数に1未満の端数があるときは、1未満の端数は切り捨てます。

平成27年4月から平成27年6月の間に常時雇用している労働者数が300人以下の月が2か月以上ありますので、納付金の減額特例が適用されます。

平成27年4月から平成28年3月の間に常時雇用している労働者数が200人以下の月が8か月以上ありませんので、納付金の減額特例は適用されません。

除外率とは

障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金の申告において、当分の間、雇用義務の軽減措置として、身体障害者又は知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占めるとして指定された業種については、雇用しなければならない法定雇用障害者数の算定に当たって、常時雇用している労働者数から、その業種ごとに定められた一定の割合の人数を除外することが認められています。

除外率とは、この業種ごとに認められた一定の割合をいい、原則として事業所ごとに適用されます。

なお、除外率は、除外率設定業種における障害者の雇用状況、障害者が職業に就くことを容易にする技術革新の進展の状況その他の事項を考慮し、総合的に判断して段階的に縮小することとされています。

障害者雇用調整金の支給申請に当たっては、除外率は適用されません。

《除外率設定業種であるかどうかの確認は...》

除外率が認められている業種及びその除外率は、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」などにより定められています。

具体的に除外率設定業種であるかどうかの判定は、ハローワーク（公共職業安定所）が行うこととなっており、毎年度、ハローワークに提出している6月1日現在の「障害者雇用状況報告書」でも確認することができます。

なお、除外率についての詳細は、事業主の主たる事業所（本社）を管轄するハローワークにお問い合わせください。

障害者雇用納付金等の申告・申請事項として、申告申請期間に係る雇用障害者の障害の種類・程度や、労働時間数などを記載します。

- (1) 勤務すべき労働時間数(所定労働時間)
- (2) 実際に勤務した労働時間数(実労働時間)

記入様式(障害者雇用状況報告書(Ⅱ)抜粋)

(カ) 手帳の 確認	(タ) 時間 変動の 有無	(イ) 氏 名 (カタカナで記載)	(ロ) 性別	(ハ) 生年月日				(ニ) 手帳番号					
				元 号	年	月	日	有 効 期 限	元 号	年	月	日	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>												
		申告・申請年月	平成	年	4	月	平成	年	月	平成	年	月	
	(ヨ)	月毎の所定労働時間			123								(1)
		月毎の実労働時間			120								(2)

(1)「月毎の所定労働時間」とは...

就業規則及び雇用契約書等で定められた月毎の労働時間です。

例：雇用契約上の週所定労働時間32.5時間(週5日勤務1日6.5時間)の場合

祝祭日等の影響により4月の勤務日数が19日 → 4月の所定労働時間 6.5時間×19日÷123時間
(端数切り捨て)

(2)「月毎の実労働時間」とは...

実際に勤務した月毎の労働時間です。

例：4月の労働時間(6.5時間×16日+残業時間10時間) + 年次有給休暇※1日(=6.5時間)

→ 4月の実労働時間 120.5時間÷120時間(端数切り捨て)

※就業規則等に規定する特別休暇(慶弔等)
や介護休業等の法定休暇も含む。

はじめに

申告・申請手続の準備をしましょう

申告・申請に必要な書類

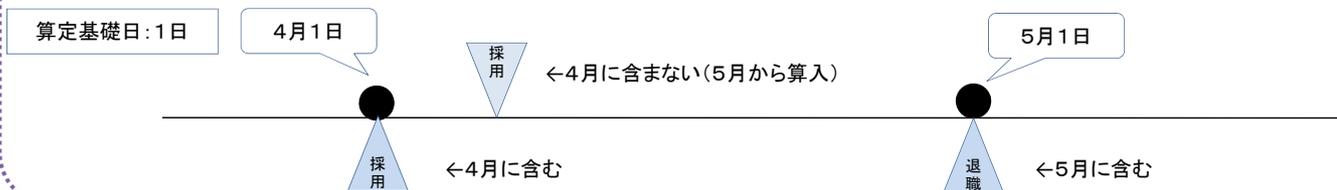
- 次の書類を各3部(正1部、事業主控1部、各地域の申告受付窓口控1部)を提出していただきます。
 - ・「障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調整金支給申請書」(以下「申告・申請書」といいます。)
 - ・「障害者雇用状況等報告書(Ⅰ)」
 - ・「障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)[短時間労働者以外の常用雇用労働者用]」
 - ・「障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)[短時間労働者用]」
- 常時雇用している労働者の数が300人以下の事業主が**障害者雇用調整金を申請する場合は雇用障害者の障害者手帳(写)と源泉徴収票(写)の添付が必要となります。**

算定基礎日を設定します

各月ごとの労働者数及び雇用障害者数を把握する日を算定基礎日といいます。各月の算定基礎日に雇用(在職)していた労働者数及び雇用障害者数が、各月のそれぞれの数となります。

算定基礎日は各月ごとの初日とすることが原則ですが、各月ごとの賃金締切日(賃金締切日が複数ある場合には、初日に最も近い賃金締切日)とすることもできます。なお、算定基礎日を賃金締切日とした場合であっても、賃金締切日に在職している方を算入するのであり、賃金受領者のみを算入するのではないことにご注意ください。

○例えば、算定基礎日が1日の場合、4月1日採用の方は4月の労働者数に算入しますが、4月2日採用の方は4月の労働者数には算入しません。また、5月1日退職の方は5月の労働者数に算入します。



STEP 1

常時雇用している労働者数を把握しましょう
申告義務の有無の確認、法定雇用障害者数の算定に必要です！

事業所ごとに、各月の算定基礎日に雇用(在職)していた常時雇用している労働者数を把握します。
※このうち、短時間労働者は1人を0.5カウントして計算します。

常時雇用している労働者の範囲

◆ この制度における「常時雇用している労働者」とは、次の1及び2に該当する労働者です。

1. ① 雇用(契約)期間の定めがなく雇用されている労働者
若しくは、
② 一定の雇用(契約)期間を定めて雇用されている労働者であって、その雇用(契約)期間が反復更新され雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる※労働者又は過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者

※なお、類似する形態で雇用されている貴社の他の労働者が1年を超えて引き続き雇用されている等の実態にある場合には、前段に掲げた「見込まれる」労働者として取り扱います。

2. ① 1週間の所定労働時間(週所定労働時間)が30時間以上の労働者



短時間以外の常時雇用している労働者

若しくは、

② 週所定労働時間が、同一の事業所に雇用されている通常の労働者の週所定労働時間よりも短い労働者であって、週所定労働時間が20時間以上30時間未満である労働者



短時間労働者

※「週所定労働時間」とは、就業規則、雇用契約書等により、その方が通常の週に勤務すべきこととされている時間をいい、この場合の「通常の週」とは、週休日その他概ね1か月以内の期間を周期として規則的に与えられる休日以外の休日(祝祭日及びその振替休日、年末年始の休日や夏季休日等)を含まない週をいいます。

ただし、就業規則等で定められた週所定労働時間と、実態の労働時間との間に常態的な乖離がある場合は、実態の労働時間によって「短時間労働者以外の常時雇用している労働者」、「短時間労働者」又は「常時雇用している労働者に該当しない労働者」のいずれに該当するかを判断することとなります。

◎詳細については、申告前に開催する事務説明会(17ページ参照)や、別途配付する申告・申請書の記入説明書によりご確認ください。

- ◆ 正社員、契約社員、嘱託、パート、アルバイトなどの社内での呼称により判断されるものではありません。
- ◆ 貴社に次のような労働者がおられる場合には、それぞれの項目の説明文にご留意ください。

○ 「出向中」の労働者

貴社の労働者で他の企業へ出向されている方及び他の企業から貴社へ出向されている労働者の内、貴社から本人に対して直接賃金を支払っている方は貴社が雇用している労働者として取り扱います。

なお、2以上の企業から本人に対して賃金を支払っている場合は、雇用保険の一般被保険者又は高年齢継続被保険者としている事業主が雇用している労働者として取り扱います。

○ 海外勤務労働者

貴社の労働者であり、貴社の外国にある支社、支店、出張所等に勤務している方で、日本国内の事業所から派遣されている方は、貴社が雇用している労働者として取り扱います。

○ 外務員

保険会社や証券会社の外交員等のように、外務員の形態で就労する方のうち、雇用保険の一般被保険者又は高年齢継続被保険者に該当する方は貴社が雇用している労働者として取り扱います。

○ 役員

貴社の取締役、理事等の役員のうち、雇用保険の一般被保険者又は高年齢継続被保険者に該当する方は、貴社が雇用している労働者として取り扱います。

- ◆ 一般労働者派遣事業における登録型の派遣労働者のうち常時雇用している労働者に該当する範囲
一般労働者派遣事業を行う企業における登録型の派遣労働者等雇用期間を定めて雇用している派遣労働者については、契約の更新又は再契約に当たって多少の日数の間隔がある場合であっても、派遣元事業主と雇用契約を更新又は再契約して引き続き雇用することが常態となっているなど、いくつかの要件(※)に該当する場合に派遣元事業主の常時雇用している労働者となります。

※ 要件については、機構又は各地域のお問合せ窓口(18ページ参照)にお問い合わせください。 10

STEP 2

各月ごとの雇用障害者数を把握しましょう

事業所ごとに、申告対象期間に雇用(在職)していた個々の障害者の氏名、障害の等級、労働時間等を「障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)」に記入したうえで、各月の算定基礎日に雇用(在職)していた障害者の数を、2ページの雇用障害者数のカウントの方法に掲げている表の区分ごと(身体・知的障害に係る重度/重度以外、雇用形態に係る「短時間以外である労働者」/「短時間労働者」の別など)に把握します。

申告・申請の対象となる障害者は、身体障害者にあつては身体障害者手帳等によって、知的障害者にあつては療育手帳(愛の手帳等)等によって、精神障害者にあつては精神障害者保健福祉手帳によって障害者であることを確認でき、かつ、常時雇用している労働者の方に限られます。

障害者の方のプライバシーの保護について

申告・申請書の作成に当たっては、障害者の個人名、障害の種類及び程度を記入していただくことから、厚生労働省の作成した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha01/pdf/syuuchi03.pdf>)に沿って、雇用する障害者の方のプライバシーの保護に十分なお配慮をお願いします。

STEP 3

申告・申請書を作成しましょう

申告・申請書は、次のいずれかの方法で作成できます。

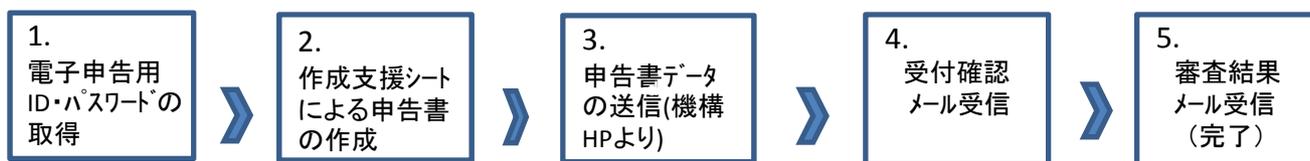
① 「申告申請書作成支援シート(マクロ機能付き)」

機構ホームページ(17ページ参照)からダウンロードできます。
(実際にダウンロードいただける時期は、平成28年1月以降を予定しています。)

- ☆ 労働者数・障害者数がすべて自動計算されます。
- ☆ 未入力や入力した内容に誤りのある項目があると該当部分を示すなどのエラーチェック機能が組み込まれています。
- ☆ 作成したデータを次年度以降、更新して利用できます。
- ★ 電子申告ができます!。。。申告書の窓口持参や郵送が不要



電子申告の基本的な手順



※申請に係る障害者手帳(写)等の添付書類(対象事業主のみ)については、郵送又は持参により窓口に提出する必要があります

② 手書き様式(3枚複写)は、各地域のお問合せ窓口(18ページ参照)にご請求ください。

障害者雇用調整金の支給申請について

納付金の申告義務がある事業主のうち障害者雇用調整金の支給申請ができる事業主

各月ごとの算定基礎日において雇用している障害者の数の年度間合計数が、各月ごとの算定基礎日における法定雇用障害者数の年度間合計数を超える事業主です。

(注) 除外率設定業種の事業を行う事業主であっても、障害者雇用調整金の額の算定に当たっては除外率は適用されません。

障害者雇用調整金の算定例

平成28年度支給申請の場合

	平成27年										平成28年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①常時雇用している労働者数(短時間労働者以外)	89	99	102	93	98	130	150	170	199	197	210	212	
②短時間労働者	4	5	5	5	5	6	6	6	6	7	7	7	
③常時雇用している労働者の総数 ①+②×0.5	91	101.5	104.5	95.5	100.5	133	153	173	202	200.5	213.5	215.5	

納付金の申告義務 **あり**

○: 100人を超える月

常時雇用している労働者の総数が100人を超える月が5か月以上あるので、納付金の申告を行っていただきます。
また、雇用障害者数が法定雇用障害者数を超えている場合は、障害者雇用調整金の支給申請ができます。

納付金の申告対象事業主の範囲については4ページをご覧ください。

	平成27年										平成28年			合計 (平成27年4月～平成28年3月)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
④法定雇用障害者数 ※ ③×法定雇用率(2.0%)	1	2	2	1	2	2	3	3	4	4	4	4	32(人)	
雇用障害者数	4	4	4	4	4	4	5.5	5.5	5.5	6	7	7	60.5(人)	

平成27年4月から平成28年3月までの雇用障害者数の合計数が、法定雇用障害者数の合計数を超えている(60.5人>32人)ので、障害者雇用調整金の支給申請ができます。

障害者雇用調整金の額

＝(各月の雇用障害者数の年度間合計数－各月の法定雇用障害者数の年度間合計数)×27,000円

＝(60.5人－32人)×27,000円＝769,500円

※ 「法定雇用障害者数」を算定するに当たって、「常時雇用している労働者の総数」に法定雇用率を乗じて得た数に1未満の端数があるときは、1未満の端数を切り捨てます。

障害者雇用調整金等の分割受給

雇用率算定の特例(13ページ参照)について厚生労働大臣の認定を受けた親事業主、特例子会社、関係会社、関係親会社、関係子会社、事業協同組合等、特定事業主は障害者雇用調整金等を10社を超えない範囲で分割して受給できます。

在宅就業障害者特例調整金の支給

在宅就業障害者特例調整金は、前年度に在宅就業障害者(注1)に仕事を発注し、業務の対価を支払った納付金申告事業主に対して「調整額(21,000円)」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額を評価額(35万円)で除して得た数」を乗じて得た額を支給します。事業主が在宅就業支援団体(在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けたもの)を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、在宅就業障害者特例調整金を支給します。詳しくは、機構又は各地域のお問合せ窓口(18ページ参照)にお問い合わせください。

(注1) 自宅のほか、障害者が業務を実施するために必要となる施設及び設備を有する場所、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が行われる場所、障害の種類及び程度に応じて必要な職業準備訓練が行われる場所その他これらに類する場所において、物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を自ら行う障害者(雇用されている者を除きます。)

(注2) 報奨金申請事業主が、在宅就業障害者等に仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、在宅就業障害者特例報奨金の支給申請ができます。

報奨金の支給申請について

- ①前年度(4月から翌年3月まで)の各月ごとの算定基礎日における常時雇用している労働者数が100人以下となる月が8か月以上ある事業主であって、
- ②前年度各月ごとの算定基礎日における雇用障害者数の合計数が、同期間の各月ごとの算定基礎日における常時雇用している労働者数に4%を乗じて得た数の年度間合計数又は72人のいずれか多い数を超える事業主が支給申請できます。

詳しくは、機構又は各地域のお問合せ窓口(18ページ参照)にお問い合わせください。

雇用率算定の特例

特例子会社等

- 事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた場合には、その子会社(特例子会社)と親事業主を合わせて(一定の要件を満たす関係会社として厚生労働大臣の認定を受けた場合には、当該関係会社も合わせて)納付金の申告等を行います。

企業グループ

- 一定の要件を満たす企業グループとして厚生労働大臣の認定を受けた場合には、企業グループ(関係親事業主、関係子会社)全体で納付金の申告等を行います。

事業協同組合等

- 中小企業が事業協同組合等を活用して共同事業を行い、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた場合には、事業協同組合等(特定組合等)とその組合員のうち特定事業主を合わせて納付金の申告等を行います。

事業協同組合等とは、次の組合を指します。

【事業協同組合、水産加工業協同組合、商工組合、商店街振興組合】

Q なぜ、納付金制度について、中小企業へ適用拡大するなどの改正が行われたのですか。

A 近年、障害者の雇用は着実に進展していますが、障害者の就労意欲が高まっている一方で、中小企業における障害者雇用状況の改善が遅れているほか、障害の特性や程度等によっては長時間労働が難しい場合があるなどにより、短時間労働への一定のニーズがある中で、これまでの制度が短時間労働に十分に対応していない状況にありました。

このため、中小企業における障害者の雇用促進や短時間労働への対応を図り、働く意欲のある障害者の雇用を一層促進するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」(平成20年法律第96号)が成立し、平成21年4月から段階的に施行されています。

これにより、障害者雇用納付金の徴収は、常時雇用している労働者数が300人を超える事業主のみが対象でしたが、平成22年7月からは200人を超える事業主が、平成27年4月からは100人を超える事業主が対象となっています。

Q 当社は、社会の一員として障害者の方々を雇用するため、採用条件等も改め求人募集を行っていますが、適当な人材が見つかりません。

それなのに、障害者雇用納付金を納めなくてはいけないというのは納得できないのですが。

A 障害者雇用納付金制度は、企業が障害者を雇用する場合、作業設備や職場環境を改善したり、特別の教育訓練を行うなど経済的負担がかかることを考慮し、法定雇用率(2.0%)に達するまで障害者を雇用していない企業から障害者雇用納付金を徴収し、法定雇用率を超えて障害者を雇用している企業には障害者雇用調整金等を支給するものです。これにより、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整をしつつ、全体として障害者雇用の水準を高めていこうとする制度であり、障害者の雇用は事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき運営されています。

こうした制度の趣旨、内容から、法定雇用率を下回っている場合は障害者雇用納付金を納めていただく必要があることについて、ご理解ください。

なお、障害者の雇用に当たっては、障害理解の促進、職務の選定、作業施設の改善、障害特性に応じた雇用管理など配慮すべき点があり、全国のハローワーク、障害者職業センター等の機関では、障害者を雇用するに当たっての諸課題の解決を図るため、相談、援助等の業務を行っていますので、ご活用ください。

Q 障害者雇用納付金申告書を提出しない場合は、どのような措置がとられるのでしょうか？

A 障害者雇用納付金の申告は対象となるすべての事業主に行う義務があります。このため申告書を未提出の事業主に対しては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第56条第4項に基づき、機構が障害者雇用納付金の額を決定し納入の告知を行うこととなります。この場合、その納付すべき額に10%を乗じて得た額の追徴金が加算されます。

Q 障害者雇用納付金が未納となっている事業主に対しては、財産の差押え等の法的な措置がなされるのでしょうか？

A 納付期限を過ぎても障害者雇用納付金が完納されない場合は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定により順次手続きをとることとなります。具体的には、督促状を発出し、その指定する期限までに完納していただけないときは、厚生労働大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分を行うこととなります。

障害者の雇用促進のための主な支援

都道府県労働局・ハローワークによる支援

仕事と障害者のマッチング等に係る支援

○求人受理、職業紹介

求人申し込みを受理し、求人事業主に対してできる限り希望に添った障害者を紹介するように努めます。

○障害者試行雇用（トライアル雇用）事業

ハローワーク等の紹介により、障害者を事業主が試行雇用（トライアル雇用＝原則3か月。精神障害者の場合は最大12か月。）の形で受け入れることにより、障害者雇用についての理解を促し、試行雇用終了後の常用雇用への移行を進めることを目的としています。事業主に対しては、障害者トライアル雇用奨励金（月額4万円、最大3か月）を支給し、その取組を促進しています。

また、ただちに週20時間以上働くことが困難な精神障害者及び発達障害者について、当初は、週10時間以上の短時間労働から始め、一定の期間（3か月以上12か月以内）をかけて週20時間以上の労働時間への移行を目指す試行雇用を行う場合、事業主には対象者1人につき、1か月2万円の奨励金（障害者短時間トライアル雇用奨励金）が支給されます。

障害者の雇入れに対する助成

○特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により障害者を雇用する事業主に対し、賃金の一部を助成します。

○障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）

障害者雇用経験のない中小企業（障害者の雇用義務制度の対象となる50～300人規模の中小企業）が、ハローワーク等の紹介により身体・知的・精神障害者を初めて雇い入れる場合（継続して雇用する労働者として雇い入れる場合に限りません。）に奨励金（120万円）が支給されます。

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構による支援

雇用管理等に係る専門的、技術的援助

○雇用管理等に関する専門的な相談・助言（…地域障害者職業センター）

事業主に対して、障害者雇用の相談や情報提供を行う他、障害者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、必要に応じ「事業主支援計画」を作成して、雇用管理に関する専門的な相談・助言を体系的に行います。

○ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援（…地域障害者職業センター）

知的障害者、精神障害者等が円滑に職場に適應することができるよう、ジョブコーチを事業所に派遣し、障害者及び事業主に対して、障害特性を踏まえた支援を行います。

障害者雇用納付金制度に基づく各種助成

障害者を雇い入れたり雇用を継続するために、障害者個々の障害特性に配慮した職場環境の整備や適切な雇用管理について次のような措置を講じた場合、費用の一部を助成します。

例：障害による課題を克服し、作業を容易にするよう配慮された施設・設備の設置・整備
雇用管理のために必要な介助等を行う者の配置や委嘱（職場介助者、手話通訳等）
障害に配慮された住宅の賃借
通勤が困難な障害者のためのバス・自動車の購入や駐車場の賃借

障害者の雇用管理等に係る専門的、技術的援助については、下記の地域障害者職業センターへお問い合わせください。

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話	FAX
北海道障害者職業センター	001-0024	札幌市北区北二十四条西5-1-1札幌サンプラザ5F	011-747-8231	011-747-8134
旭川支所	070-0034	旭川市4条通8丁目右1号ツジビル5F	0166-26-8231	0166-26-8232
青森障害者職業センター	030-0845	青森市緑2-17-2	017-774-7123	017-776-2610
岩手障害者職業センター	020-0133	盛岡市青山4-12-30	019-646-4117	019-646-6860
宮城障害者職業センター	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-1	022-257-5601	022-257-5675
秋田障害者職業センター	010-0944	秋田市川尻若葉町4-48	018-864-3608	018-864-3609
山形障害者職業センター	990-0021	山形市小白川町2-3-68	023-624-2102	023-624-2179
福島障害者職業センター	960-8135	福島市腰浜町23-28	024-522-2230	024-522-2261
茨城障害者職業センター	309-1703	笠間市鯉淵6528-66	0296-77-7373	0296-77-4752
栃木障害者職業センター	320-0865	宇都宮市睦町3-8	028-637-3216	028-637-3190
群馬障害者職業センター	379-2154	前橋市天川大島町130-1	027-290-2540	027-290-2541
埼玉障害者職業センター	338-0825	さいたま市桜区下大久保136-1	048-854-3222	048-854-3260
千葉障害者職業センター	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-204-2080	043-204-2083
東京障害者職業センター	110-0015	台東区東上野4-27-3上野トーセイビル3F	03-6673-3938	03-6673-3948
多摩支所	190-0012	立川市曙町2-38-5立川ビジネスセンタービル5F	042-529-3341	042-529-3356
神奈川障害者職業センター	252-0315	相模原市南区桜台13-1	042-745-3131	042-742-5789
新潟障害者職業センター	950-0067	新潟市東区大山2-13-1	025-271-0333	025-271-9522
富山障害者職業センター	930-0004	富山市桜橋通り1-18北日本桜橋ビル7F	076-413-5515	076-413-5516
石川障害者職業センター	920-0856	金沢市昭和町16-1ヴィサージュ1F	076-225-5011	076-225-5017
福井障害者職業センター	910-0026	福井市光陽2-3-32	0776-25-3685	0776-25-3694
山梨障害者職業センター	400-0864	甲府市湯田2-17-14	055-232-7069	055-232-7077
長野障害者職業センター	380-0935	長野市中御所3-2-4	026-227-9774	026-224-7089
岐阜障害者職業センター	502-0933	岐阜市日光町6-30	058-231-1222	058-231-1049
静岡障害者職業センター	420-0851	静岡市葵区黒金町59-6大同生命静岡ビル7F	054-652-3322	054-652-3325
愛知障害者職業センター	453-0015	名古屋市中村区椿町1-16井門名古屋ビル4F	052-452-3541	052-452-6218
豊橋支所	440-0888	豊橋市駅前大通り1-27MUS豊橋ビル6F	0532-56-3861	0532-56-3860
三重障害者職業センター	514-0002	津市島崎町327-1	059-224-4726	059-224-4707
滋賀障害者職業センター	525-0027	草津市野村2-20-5	077-564-1641	077-564-1663
京都障害者職業センター	600-8235	京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町803	075-341-2666	075-341-2678
大阪障害者職業センター	541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11クラボウアネックスビル4F	06-6261-7005	06-6261-7066
南大阪支所	591-8025	堺市北区長曾根町130-23堺商工会議所5F	072-258-7013	072-258-7139
兵庫障害者職業センター	657-0833	神戸市灘区大内通5-2-2	078-881-6776	078-881-6596
奈良障害者職業センター	630-8014	奈良市四条大路4-2-4	0742-34-5335	0742-34-1899
和歌山障害者職業センター	640-8323	和歌山市太田130-3	073-472-3233	073-474-3069
鳥取障害者職業センター	680-0842	鳥取市吉方189	0857-22-0260	0857-26-1987
島根障害者職業センター	690-0877	松江市春日町532	0852-21-0900	0852-21-1909
岡山障害者職業センター	700-0821	岡山市北区中山下1-8-45NTTクレド岡山ビル17F	086-235-0830	086-235-0831
広島障害者職業センター	732-0052	広島市東区光町2-15-55	082-263-7080	082-263-7319
山口障害者職業センター	747-0803	防府市岡村町3-1	0835-21-0520	0835-21-0569
徳島障害者職業センター	770-0823	徳島市出来島本町1-5	088-611-8111	088-611-8220
香川障害者職業センター	760-0055	高松市観光通2-5-20	087-861-6868	087-861-6880
愛媛障害者職業センター	790-0808	松山市若草町7-2	089-921-1213	089-921-1214
高知障害者職業センター	781-5102	高知市大津甲770-3	088-866-2111	088-866-0676
福岡障害者職業センター	810-0042	福岡市中央区赤坂1-6-19ワークプラザ赤坂5F	092-752-5801	092-752-5751
北九州支所	802-0066	北九州市小倉北区萩崎町1-27	093-941-8521	093-941-8513
佐賀障害者職業センター	840-0851	佐賀市天祐1-8-5	0952-24-8030	0952-24-8035
長崎障害者職業センター	852-8104	長崎市茂里町3-26	095-844-3431	095-848-1886
熊本障害者職業センター	862-0971	熊本市中央区大江6-1-384F	096-371-8333	096-371-8806
大分障害者職業センター	874-0905	別府市上野口町3088-170	0977-25-9035	0977-25-9042
宮崎障害者職業センター	880-0014	宮崎市鶴島2-14-17	0985-26-5226	0985-25-6425
鹿児島障害者職業センター	890-0063	鹿児島市鴨池2-30-10	099-257-9240	099-257-9281
沖縄障害者職業センター	900-0006	那覇市おもろまち1-3-25沖縄職業総合庁舎5F	098-861-1254	098-861-1116

◆ 事務説明会ご参加のお願い

毎年度2月を中心に、全国で納付金の申告手続等を適正かつ円滑に行っていただくための「障害者雇用納付金制度事務説明会」を開催しています。

納付金の申告・調整金等の申請については、申告・申請書の作成に当たって注意していただく点が多数ありますので、制度改正により新たに対象となった企業の担当者の方はもちろんのこと、申告・申請手続の経験があるという担当者の方におかれましても、ぜひ参加いただきますようお願いいたします。

障害者雇用納付金制度事務説明会の特色

- ① 従来から対象となっている事業主向けのものに加え、初めて申告・申請の手続をされる中小企業事業主向けの説明会を開催し、きめ細かな説明を行います。大企業事業主であっても、基礎的な事項についても知りたいとのご希望があれば、中小企業事業主向けの説明会に参加いただくこともできます。
- ② パワーポイント等の資料を活用し、申告・申請書の記入のために事業主の皆様が行う作業手順等が具体的にわかるように説明をいたします。
- ③ より簡便に正確な申告・申請書が作成できる「申告申請書作成支援シート」(11ページ参照)について、パソコンの操作方法も含め説明します。

なお、開催日程等の詳細については、確定次第、機構のホームページに掲載(12月頃予定)の上、**申告・申請年度となる平成28年度説明会(平成28年2月頃開催予定)**については、案内状をお送りいたします。

◆ ペイジーによる障害者雇用納付金の納付について

← このマークのついている納付書なら・・・



現在ご利用の金融機関(※)の**ネットバンキング**から**ペイジー**で納付することができます。(ペイジーなら金融機関に向かなくても休日、夜間を問わず事務所のパソコンから納付することが可能です。)

(納付書サンプル)

(※)ペイジーに対応している金融機関については、機構ホームページをご参照ください。

ご利用の金融機関のインターネットバンキングサービスから、「各種料金払込」を選択し、納付書に印刷された次の項目を入力すれば、納付処理が完了します。

- ① 収納機関番号(48001)
- ② 納付番号(事業主番号)
- ③ 確認番号(ペイジー納付用)
- ④ 納付区分(100)
- ⑤ 納付額

お問合せ窓口

(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構 URL <http://www.jeed.or.jp/>
納付金部(043-297-9650)

または

各地域のお問合せ窓口(18ページ若しくは上記ホームページをご覧ください。)

お問い合わせ・申告申請書等提出先

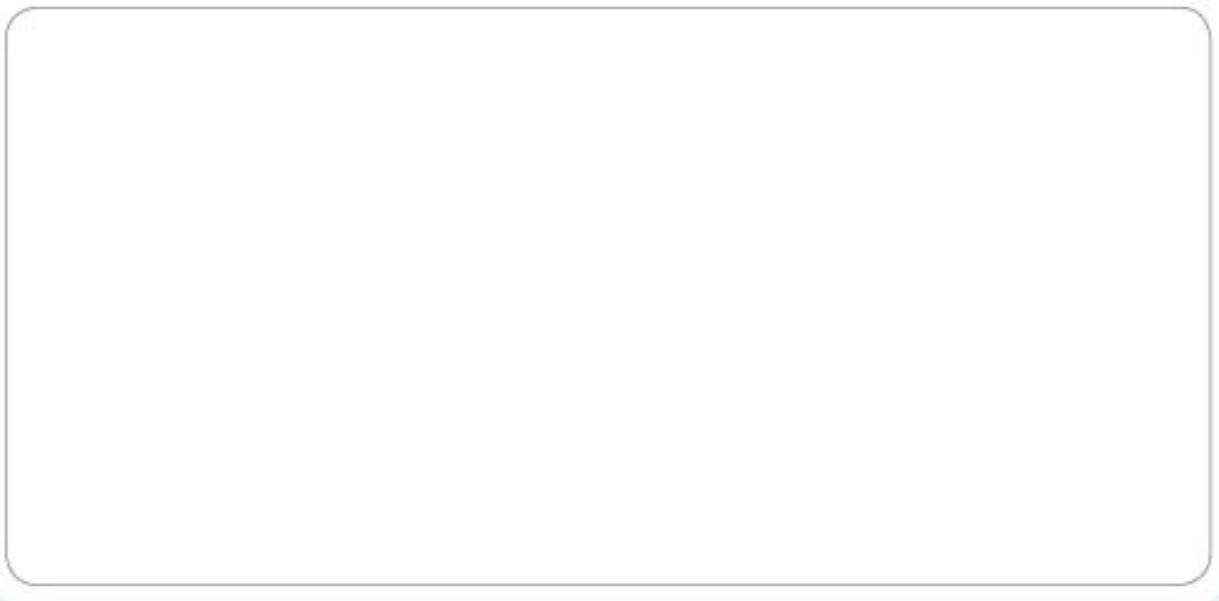
障害者雇用納付金の申告納付、障害者雇用調整金等の申請については、下記(旧:高年齢・障害者雇用支援センター)へお問い合わせください。

番号	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX
01	北海道支部 高年齢・障害者業務課	063-0804	札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業訓練支援センター内	011-622-3351	011-622-3354
02	青森支部 高年齢・障害者業務課	030-0822	青森市中央3-20-2 青森職業訓練支援センター内	017-721-2125	017-721-2127
03	岩手支部 高年齢・障害者業務課	020-0024	盛岡市菜園1-12-10 日鉄鉱盛岡ビル5階	019-654-2081	019-654-2082
04	宮城支部 高年齢・障害者業務課	980-0021	仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ13階	022-713-6121	022-713-6124
05	秋田支部 高年齢・障害者業務課	010-0951	秋田市山王3-1-7 東カンビル3階	018-883-3610	018-883-3611
06	山形支部 高年齢・障害者業務課	990-2161	山形市大字漆山1954 山形職業訓練支援センター内	023-674-9567	023-687-5733
07	福島支部 高年齢・障害者業務課	960-8054	福島市三河北町7-14 福島職業訓練支援センター内	024-526-1510	024-526-1513
08	茨城支部 高年齢・障害者業務課	310-0803	水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル7階	029-300-1215	029-300-1217
09	栃木支部 高年齢・障害者業務課	320-0072	宇都宮市若草1-4-23 栃木職業訓練支援センター内	028-650-6226	028-623-0015
10	群馬支部 高年齢・障害者業務課	379-2154	前橋市天川大島町130-1	027-287-1511	027-287-1512
11	埼玉支部 高年齢・障害者業務課	336-0931	さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業訓練支援センター内	048-813-1112	048-813-1114
12	千葉支部 高年齢・障害者業務課	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-204-2901	043-204-2904
13	東京支部 高年齢・障害者窓口サービス課	130-0022	東京都墨田区江東橋2-19-12 墨田公共職業安定所5階	03-5638-2284	03-5638-2282
14	神奈川支部 高年齢・障害者業務課	231-0003	横浜市中区北仲通4-40 商工中金横浜ビル5階	045-640-3046	045-640-3047
15	新潟支部 高年齢・障害者業務課	951-8061	新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011	025-226-6013
16	富山支部 高年齢・障害者業務課	930-0004	富山市桜橋通り1-18 北日本桜橋ビル7階	076-471-7770	076-471-6660
17	石川支部 高年齢・障害者業務課	920-0352	金沢市観音堂町へ1 石川職業訓練支援センター内	076-267-6001	076-267-6084
18	福井支部 高年齢・障害者業務課	910-0005	福井市大手2-7-15 明治安田生命福井ビル10階	0776-22-5560	0776-22-5255
19	山梨支部 高年齢・障害者業務課	400-0854	甲府市中小河原町403-1 山梨職業訓練支援センター内	055-242-3723	055-242-3721
20	長野支部 高年齢・障害者業務課	381-0043	長野市吉田4-25-12 長野職業訓練支援センター内	026-258-6001	026-243-2077
21	岐阜支部 高年齢・障害者業務課	500-8856	岐阜市橋本町2-20 濃飛ビル5階	058-253-2723	058-253-2728
22	静岡支部 高年齢・障害者業務課	420-0851	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル7階	054-205-3307	054-205-3308
23	愛知支部 高年齢・障害者業務課	450-0002	名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階	052-533-5625	052-533-5628
24	三重支部 高年齢・障害者業務課	514-0002	津市島崎町327-1	059-213-9255	059-213-9270
25	滋賀支部 高年齢・障害者業務課	520-0856	大津市光が丘町3-13 滋賀職業訓練支援センター内	077-537-1214	077-537-1215
26	京都支部 高年齢・障害者業務課	600-8006	京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99 四条SETビル5階	075-254-7166	075-254-7110
27	大阪支部 高年齢・障害者窓口サービス課	541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル3階	06-4705-6927	06-4705-6928
28	兵庫支部 高年齢・障害者業務課	650-0023	神戸市中央区栄町通1-2-7 大同生命神戸ビル2階	078-325-1792	078-325-1793
29	奈良支部 高年齢・障害者業務課	630-8122	奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245	0742-30-2246
30	和歌山支部 高年齢・障害者業務課	640-8483	和歌山市園部1276 和歌山職業訓練支援センター内	073-462-6900	073-462-6810
31	鳥取支部 高年齢・障害者業務課	689-1112	鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業訓練支援センター内	0857-52-8803	0857-52-8785
32	島根支部 高年齢・障害者業務課	690-0001	松江市東朝日町267 島根職業訓練支援センター内	0852-60-1677	0852-60-1678
33	岡山支部 高年齢・障害者業務課	700-0951	岡山市北区田中580 岡山職業訓練支援センター内	086-241-0166	086-241-0178
34	広島支部 高年齢・障害者業務課	730-0825	広島市中区光南5-2-65 広島職業訓練支援センター内	082-545-7150	082-545-7152
35	山口支部 高年齢・障害者業務課	753-0861	山口市矢原1284-1 山口職業訓練支援センター内	083-995-2050	083-995-2051
36	徳島支部 高年齢・障害者業務課	770-0823	徳島市出来島本町1-5	088-611-2388	088-611-2390
37	香川支部 高年齢・障害者業務課	761-8063	高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業訓練支援センター内	087-814-3791	087-814-3792
38	愛媛支部 高年齢・障害者業務課	791-8044	松山市西垣生町2184 愛媛職業訓練支援センター内	089-905-6780	089-905-6781
39	高知支部 高年齢・障害者業務課	780-8010	高知市棧橋通4-15-68 高知職業訓練支援センター内	088-837-1160	088-837-1163
40	福岡支部 高年齢・障害者業務課	810-0042	福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310	092-718-1314
41	佐賀支部 高年齢・障害者業務課	849-0911	佐賀市兵庫町大字若宮1042-2 佐賀職業訓練支援センター内	0952-37-9117	0952-37-9118
42	長崎支部 高年齢・障害者業務課	850-0862	長崎市出島町1-14 出島朝日生命青木ビル5階	095-811-3500	095-811-3501
43	熊本支部 高年齢・障害者業務課	860-0844	熊本市中央区水道町8-6 朝日生命熊本ビル3階	096-311-5660	096-311-5661
44	大分支部 高年齢・障害者業務課	870-0131	大分市皆春1483-1 大分職業訓練支援センター内	097-522-7255	097-522-7256
45	宮崎支部 高年齢・障害者業務課	880-0916	宮崎市大字恒久4241 宮崎職業訓練支援センター内	098-551-1556	098-551-1557
46	鹿児島支部 高年齢・障害者業務課	890-0068	鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業訓練支援センター内	099-813-0132	099-250-5152
47	沖縄支部 高年齢・障害者業務課	900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301	098-941-3302

memo



A large rectangular area with rounded corners, containing horizontal dashed lines for writing. The lines are evenly spaced and extend across the width of the area.



A large empty rectangular area with rounded corners, intended for drawing or additional notes. The area is completely blank and occupies the bottom third of the page.